令和2年要綱 第 4 号 令和2年3月16日公布

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の景観の向上及び居住環境の改善を図るため、危険空き家等の除却をしようとする者に対して、その除却に要する費用の一部を予算の範囲内において、甘楽町危険空き家等除却補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、甘楽町補助金等に関する規則(昭和37年甘楽町規則第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 不良住宅 住宅地区改良法 (昭和35年法律第84号) 第2条第4項に規定する空き家 として、第7条の事前調査で認められたものをいう。
 - (2) 不良住宅等 不良住宅並びに除却後の跡地が住環境の改善及び地域の活性化に資する 空き家をいう。
 - (3) 特定空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成 26 年法律第 127 号) 第 2 条第 2 項に規定する空家等をいう。
 - (4) 危険空き家等 不良住宅等及び特定空家等をいう。
 - (5) 除却工事 危険空き家等の解体、撤去及び処分のために行う工事をいう。

(補助対象空き家)

- 第3条 補助金の交付対象となる危険空き家等(以下「補助対象空き家等」という。)は、補助申請時に次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 所有者が法人 (補助対象空き家等の除却後の跡地を住環境の改善及び地域の活性化に 資するものとする除却工事(以下「地域活性化除却工事」という。)を行う場合を除く。) でないこと。
 - (2) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。
 - (3) 所有者が町税等を滞納していないこと。

(交付対象者)

- 第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、町税等の 滞納のない者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 補助対象空き家等の所有権を有する者(登記事項証明書又は固定資産課税台帳に所有者として記録されている者に限る。ただし、当該空き家所有者が不明である場合にあっては、当該空き家を除却する権利を有する者を含む。以下「所有者」という。)であること。

- (2) 前号に規定する所有者の相続人(以下「相続人」という。)であること。
- (3) 前2号に規定する者から補助対象空き家等の除却についての同意を得た者であること。
- 2 前項各号に掲げるもののほか交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者であって はならない。
 - (1) 補助対象空き家等が複数人の共有である場合又は補助対象空き家等に抵当権その他の所有権以外の権利(以下「その他権利」という。)の設定がある場合において、当該共有者(補助金の交付の申請をしようとする者が共有者の1人である場合にあっては、当該補助金の申請をしようとする者を除く。第7条第2項第7号において同じ。)又はその他権利を有する者から補助対象空き家等の除却について同意を得られない者
 - (2) 借地に所在する危険空き家等の場合にあっては、当該借地の所有者の同意を得られない者
 - (3) 法人。ただし、地域活性化除却工事を行う場合にあっては、この限りでない。
 - (4) 甘楽町暴力団排除条例(平成 24 年甘楽町条例第1号)第2条に規定する暴力団員等 (交付対象工事)
- 第5条 補助金の交付対象となる除却工事は次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 除却工事に要する費用(以下「除却工事費」という。)が20万円以上であること。
 - (2) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号) 別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。)第21条第1項の登録を受けた事業者が請け負う工事であること。
 - (3) 第9条第2項の規定による交付決定書の通知の日以降に契約し、及び着手した除却工事であること。
- 2 補助金の交付対象となる除却工事費は、補助対象空き家等の解体、撤去及び処分に係る工事 に要する費用とする。

(補助金の額)

- 第6条 補助金の額は、除却工事費に5分の4を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 3 補助金の交付は、交付対象者1人につき1回を限度とする。 (事前調査)
- 第7条 不良住宅の除却を行おうとするものは、次条に規定する交付申請書の提出の14日前までに不良住宅事前調査申請書(様式第1号)を町長に提出し、事前調査を受けなければならない。
- 2 前項の不良住宅事前調査申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、 町長が特別の理由があると認めるときは、その一部を省略することができる。
 - (1) 除却工事を行う危険空き家等の付近見取図
 - (2) 除却工事を行う危険空き家等の現況写真
 - (3) 除却工事を行う危険空き家等の平面図

- (4) 除却工事を行う危険空き家等の所有者であることを証明する書類の写し(登記事項証明書(未登記の場合にあっては、固定資産課税台帳の写し又は固定資産税納税通知書の写し))
- (5) 除却工事を行う危険空き家等が所在する土地の土地登記事項証明書(当該土地の所有権を有していない場合にあっては、当該土地の所有者の同意書)
- (6) 除却工事を行う危険空き家等に係る公図の写し
- (7) 除却工事を行う危険空き家等の建物登記事項証明書に2人以上の共有者の記載がある場合にあっては、当該共有者からの当該建築物の除却についての同意書及び当該危険空き家等の建物登記事項証明書にその他権利の設定がある場合にあっては、当該権利者の当該危険空き家等の除却についての同意書。
- (8) 相続人が補助金の交付の申請をしようとする場合であって、その交付を受けようとする危険空き家等を相続する者が2人以上であるときにおいて、当該建築物が分割登記されていないときは、当該相続人(当該申請者を除く。)の当該危険空き家等の除却についての同意書。ただし、やむを得ない事情により同意書が得られない場合は誓約書(様式第2号)
- (9) 第4条第1項第3号に規定する者が補助金の交付の申請をしようとする場合にあって は、除却工事を行う危険空き家等の除却についての所有者、相続人等全員の同意書
- (10) 相続人又は相続人から同意を得た者が補助金の交付の申請をしようとする場合にあっては、所有者及び相続人との相続関係図又は相続関係が確認できる戸籍謄本
- (11) 第4条第1項第1号で規定する所有者が不明なときは、当該危険空き家等を除却する権利を有する者であることを証明する書類の写し
- (12) その他町長が必要と認める書類等
- 3 町長は、第1項に規定する不良住宅事前調査申請書を受理したときは、現地調査による 審査を行い、その結果を不良住宅事前調査結果報告書(様式第3号)により、申請者に対 して通知するものとする。この場合において、第1項に規定する不良住宅事前調査申請書 を提出する者は、町長が行う現地調査について土地及び建物所有者の同意を得なければな らない。

(補助金交付の申請)

- 第8条 補助金の交付を受けようとする者は、除却工事の着手前に甘楽町危険空き家等除却補助金交付申請書(様式第4号)に、次に掲げる書類等を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、前条第1項の規定による不良住宅事前調査申請書を提出した場合で、添付した書類に重複がある場合は、重複する書類を省略することができる。
 - (1) 除却工事を行う危険空き家等の付近見取図
 - (2) 除却工事を行う危険空き家等の現況写真
 - (3) 除却工事を発注する業者からの見積書の写し
 - (4) 町税等調査同意書(様式第5号)
 - (5) 除却工事を行う危険空き家等の所有者とその所在する土地の所有者が異なる場合は、 当該土地の所有者の除却又は利用にかかる同意書

- (6) 前条第2項第4号から第12号に規定する書類
- (7) 委任を受けた代理人が手続をする場合は、補助金の交付を受けようとする者の委任状
- (8) 地域活性化除却工事を行う場合にあっては、当該除却工事を行う危険空き家等の除却 後の土地の土地利用計画書(様式第6号)
- (9) 法人の定款(地域活性化除却工事を行う場合で申請者が法人の場合)
- (10) その他町長が必要と認める書類等

(交付の決定及び通知)

- 第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じ現地調査等により、補助金の交付の可否を決定するものとする。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、甘楽町危険空き家等 除却補助金交付・却下決定通知書(様式第7号)により、申請者にその旨を通知するもの とする。
- 3 町長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更又は中止の承認)

- 第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)が、 空き家除却工事の内容を変更し、又は中止しようとするときは、甘楽町危険空き家等除却 補助金変更申請書(様式第8号)を速やかに町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による甘楽町危険空き家等除却補助金変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、甘楽町危険空き家等除却補助金交付決定変更通知書(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

(完了報告)

- 第11条 補助対象者は、除却工事が完了した日から起算して30日を経過する日又は完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、甘楽町危険空き家等除却補助事業完了実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
 - (1) 危険空き家等の除却工事請負契約書の写し
 - (2) 危険空き家等の除却工事費の領収書の写し
 - (3) 危険空き家等の除却後の現況写真
 - (4) 廃棄物処理に関する処分証明書
 - (5) その他町長が必要と認める書類等

(補助金の額の確定)

- 第12条 町長は、前条の規定による完了報告があったときは、提出された書類等を審査し、 及び必要に応じ現地調査等を行うことにより、適正と認めたときは、補助金の額を確定す るものとする。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、甘楽町危険空き家等除却補助 金確定通知書(様式第11号)により、当該補助対象者にその旨を通知し、当該補助金を交 付するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第13条 補助対象者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付の決定又は額の確定の取消し)

- 第14条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定又は額の確定を取り消すことができる。
 - (1) この要綱に規定する要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は額の確定を受けたとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定又は額の確定を取り消したときは、甘楽町危険空き家等除却補助金(交付決定・確定)取消通知書(様式第12号)により、補助対象者にその旨を通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定又は額の確定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分について補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(書類の保存)

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る関係書類を事業完了の翌年度から起算 して5年間(除却後の跡地が住環境の改善及び地域の活性化に資するものの場合は、10年 間)保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月15日要綱第21号)

この要綱は、公布から施行する。